

平成26年度 第4回木更津市史編集委員会

日 時 平成27年3月25日(水)
午後2時00分から
場 所 市役所6階 委員会室

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 報告

報告1 平成26年度第3回木更津市史編集委員会議事内容

5. 議事

議題1 木更津市史編集部会の設置(案)について

議題2 市史調査協力員の登録(案)について

議題3 平成27年度木更津市史編集事業公開講座(案)について

6. その他

7. 閉 会

報告1 平成26年度第3回木更津市史編集委員会議事内容

『木更津市史』編集基本構想及び基本方針（案）の策定

(1) 『木更津市史』編集基本構想及び基本方針（案）について

（出席委員了承）

(2) 別表1～4の内容及び別図1について

- 中世編は、千葉県史やその他のものと整合性をとったほうがいい。学校の教科書などで、どう扱われているかなどを考えておかなければならないだろう。普通だと、中世の始まりは鎌倉幕府の成立を採るが、少し早めの時期を採用している雰囲気が見れているので、これを方針にしなから他との整合性を考えればいい。別表の民俗編、自然編と、通史編の近世編、近代編、現代編の書き方で、旧木更津町他8村を近世編、近代編、現代編でどのようにしていくのかは少し考えておいたほうがいいと思います。（梶山委員）
- 近世編と近代編で「木更津出身者による市内外での活動も含めて記述」とあり、近代編では「戦争、文学や美術などのテーマを」と内容を限っているように読み取れ、近世編と同じように記載したほうがいいと思います。（三浦副委員長）
- それぞれの時代の移行期はすっぱり切れないので、担当部会ごとの調節になると思う。あくまで、ここでは大きな目安を記載する。各部会ができれば調節して重ならないように住み分けする。（實形委員）
- 問題が起きたときにどうするのかを考えておけばいいのでは。部会ごとで分担して問題が起きたときに対応するといった規定を設けておけばいいと思います。（梶山委員）

（出席委員了承）

(3) 『(仮)木更津市史研究』執筆要項（案）の策定について

- 『木更津市史研究』を発行するとき、査読や審査を誰が行うか。査読して審査を通さないと本には載せられないので、規定の中で流れを明確化していくのが大事だと思う。部会で原稿をみて、市史編集委員会で『木更津市史研究』の内容などを報告して了承を得る。体裁などは次回に詰めていけばいいのではないのでしょうか。（實形委員）
- 執筆者については、部会委員、市史編集委員会委員、事務局から委嘱した方々と制限しており、掲載内容も部会の中で練っていただければと考えているので、査読について記載しておりません。（事務局）
- 一般公募がなければ、各部会で判断するので査読はいいのではないのでしょうか。（梶山委員）
- 刊行を年1回と決めてしまうと負担が大きくなるのでは。その懸念はないでしょうか。（川戸委員）
- 定期的に刊行するとなれば、原稿の依頼等、委員の皆様にご協力いただかなければなりません。平成42年度までの事業として定期的に刊行して予算計上したいと計画しております。その中で『木更津市史研究』の成果を『木更津市史』の本編に反映させるとなると年1冊発行していかないと厳しいと考えます。（事務局）
- 単年度で1冊刊行は厳しいので、必ず原稿をストックしながら進める。刊行は依頼した翌年か再来年。何年か原稿をためて、そろった原稿で刊行するという流れをうまく作る。部会ができれば各部会でやる。部会ができれば再来年からとすれば原稿もうまく揃うはず。ストックを徐々に増やせば、毎年できるようになります。本格的に始まり、新資料が発見されれば、いくらでも資料紹介はできるので、始まってしまえばうまくできると思います。（實形委員）

(出席委員了承)

木更津市史編集部会の設置

(1) 市史編集部会設置に関する規定(案)について

- 会議は部会単位の会議ではなく複数の部会で行う会議ということですか。部会ごとの会議と、部会全体で行う会議が混ざっていてわかりづらくなっているの、その点を整理したほうがいいと思います。(堀切委員)
- 8部会が全部集まって行う会議ばかりではなく、2部会で会議するようなことが多いということですね。規定の書き出しに「複数の部会で行う会議については」などと加えればいいのではないですか。(梶山委員)
- 庶務について「部署」という表現は、今の時点では、文化課と明記したほうがわかりやすいと思います。(堀切委員)
- 部会間の会議は誰が招集するのか、問題のある部会長が招集するならばそれでもいいが、それだけの組織になると今度はその上の市史編集委員会委員長が各部会長を招集する形にしておかないと。問題のあった部会の部会長が集まってくれというのでもいいが、形としては市史編集委員会委員長が各部会長集まれというほうがいいと思います。2・3の部会の部会長が集まるというのと分けたほうがいいと思います。8部会あって、全ての部会長が集まる会議というのは、もう一つ上の会議となる可能性があり、明文化したほうが問題は起こらないと思います。(梶山委員)

(2) 市史調査協力員に関する規程(案)について

- 野田市の市史編さん協力員は調査研究員が担当する専門的調査を補助するために置き、大学院において日本史、民俗学等の修士課程を修了した者、その他の市史編さんということで、かなり高いレベルを要求しているようです。木更津市の市史調査協力員は、「年齢が18歳以上で健康な者」「活動場所に自力で集合できる者」「木更津市の歴史・民俗・自然に関心が有る者」で、その辺りのレベルの関係と、希望があれば際限なく登録するのでしょうか。(石井委員)
- 市史調査協力員は、市民協働の観点から設置を考えており、市民の中で興味を持つ方々にご協力いただきたいと考えております。ある程度専門知識のある方に制限していません。市史編集事業の期間が長期にわたり、分野が広いので人数制限をせずにある程度人数を確保したいと考えております。(事務局)
- 市史の編集は、市史編集部会部会委員の最大80名で全体的に作っていくという理解でよろしいでしょうか。また市史編集部会の部会委員の身分証のようなものは、どのようになっていますか。(石井委員)
- 腕章みたいな明示できるものがあればいいと思います。(實形委員)
- 部会委員が調査するときに、市史調査協力員が付随する。市史調査協力員だけが行動することはないというように考えればいいですか。(梶山委員)
- 市史編集部会委員、市史編集委員会委員を含めて『木更津市史』本編の作成を行います。また、部会委員も身分証の発行を検討してまいりたいところです。調査は部会委員の指導のもと市史調査協力員にご協力いただくので、市史調査協力員だけの行動は考えておりません。(事務局)

(出席委員了承)

その他

- 公開講座は市史編集部会が立ち上がらないと実施しないのかどうか。部会は刊行計画で

平成 26 年度末から 28 年度に設置とあるが、28 年度に部会が設置された場合、1 年数ヶ月、公開講座が行われないというようなことになってしまうのか。できることなら、市民の皆様にも市史編集をしているという認識を持っていただくため公開講座は重要だと思います。公開講座をどのような時点で行いますか。(石井委員)

- 公開講座の実施は、部会が来年度に設置された場合でも、調査を開始してその成果をある程度まとめて公表するとなると、調査実施年度の翌年度かまたは 2 年後位に公開講座で公表できることとなります。最初の数年間は、事務局の提案する内容で公開講座を開催する方向で検討したいと考えております。(事務局)
- 市史をどのように編集して行くか話しを詰めて行く、あるいは規定について考えるというのも大事ですが、金田地区のように開発が進んで、以前の形が本当になくなってきています。それと同時に、古文書、民具、古い写真などの資料もなくなっていってしまうので、資料の消失を防ぐため資料を収集することを市の広報やホームページで、資料を残してもらったり、収集への協力を求める計画があるか教えていただきたい。(島立委員)
- 資料の消失は、事務局も危惧しています。市の広報や、ホームページなどで、他の自治体での周知方法を調べながら、貴重な資料の散逸を防止する対応を検討したいと考えます。(事務局)
- 市史編さんの計画は順序だてているのはいいが、市民の雰囲気を作っていく必要がある。そのためには広報活動といていたが、公開講座のようにできるものは何かをちゃんとみる。『木更津市史研究』も、年 1 冊発行と決めてしまうと大変ではという意見もありますが、予算上の問題として年 1 冊とすればいいわけで、そうしたほうがいいと思う。今の段階で市史編集部会がないから調査できないといわずに、せっかく市史編集委員会の委員がいるのだから、それを活用して何かできないかを考えて、次々に行わないと市民の雰囲気がでてこない。平成 27 年度はまだですというのではかえってだめだと思う。広報活動も結構だが、ここにいるメンバーを使って 1 年に 1 回か 2 回は公開講座ができないかを持っていかないと駄目だと思います。(梶山委員)

議題1 木更津市史編集部会の設置（案）について

（設置）

第1条 木更津市史（以下「市史」という。）編集にあたり、編集に必要な資料の収集、調査研究及び執筆等（以下「調査等」という。）を行うため、木更津市史編集部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は次に掲げる専門の部会で組織されるものとし、専門の部会を必要に応じて置くものとする。

- (1) 考古部会
- (2) 古代部会
- (3) 中世部会
- (4) 近世部会
- (5) 近現代部会
- (6) 民俗部会
- (7) 自然部会
- (8) デジタル作業部会

（組織）

第2条 部会は部会長及び部会委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は市史編集に関する識見の高い者のうちから、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（部会長）

第3条 専門の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長はそれぞれ専門の部会を代表し、その会務を総理する。

3 部会長に事故があったとき又は部会長が欠けたときは、教育委員会が部会委員の中から職務を代理する者（以下「代理者」という。）を選任する。

（委員証の交付）

第4条 教育委員会は委員等に木更津市史編集部会（長・委員）証（別記第1号様式。以下「委員証」という。）を交付し、委員等は調査等を行うときは委員証を携行しなければならない。

（任期）

第5条 委員等の任期は2年とする。ただし、継続して委嘱することができる。

2 部会長が欠けた場合における代理者の任期は、前任者の残任期間とする。

（秘密保持）

第6条 委員等は調査等において知り得た情報について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。委員等を退いた後も、同様とする。

（会議）

第7条 部会長は部会を円滑に運営するため、教育委員会または木更津市史編集委員会（以下「編集委員会」という。）委員長の求めに応じて会議を開くものとする。

2 会議は部会長及び教育委員会職員が出席するものとし、前項の規定に基づき編集委員会委員長の求めに応じて開く場合は、市史編集委員会委員も出席する。

3 会議の議長は、部会長が行う。

（身分）

第8条 委員等は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

（庶務）

第9条 部会の庶務は、教育委員会が行う。

（その他）

第10条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

（別記第1号様式）

（表）

<u>木更津市史編集部会（長・委員）証</u>	
氏名	写真
<u>（委嘱期間 年 月 日 ～ 年 月 日）</u>	
<u>上記の者に、木更津市史編集部会（長・委員）として委嘱します。</u>	
<u>年 月 日</u>	
<u>木更津市教育委員会 印</u>	

（裏）

<u>（注意事項）</u>
<u>次に掲げる場合は、木更津市史編集部会（長・委員）証を木更津市教育委員会へ返却してください。</u>
<u>(1)木更津市史編集に係る調査等が終了したとき</u>
<u>(2)木更津市史編集部会（長・委員）の委嘱期間が終了したとき</u>
<u>(3)木更津市史編集部会（長・委員）の辞退を申し出るとき</u>
<u>（連絡先）</u>
<u>〒</u>
<u>木更津市教育委員会</u>
<u>電話</u>

議題2 市史調査協力員の登録（案）について

（趣旨）

第1条 新たな『木更津市史』の編集に係る事業（以下「市史編集」という。）は、木更津市史編集基本構想及び基本方針に基づき、木更津市史調査協力員（以下「市史調査協力員」という。）を登録して市民協働で市史編集を進める。

（活動の内容）

第2条 市史調査協力員は次に掲げる活動を行う。

- (1) 市内の歴史、民俗、自然に係る調査の補助
- (2) 史資料目録作成、記録（撮影、実測、翻刻等）作業の補助
- (3) 史料の保存・修復に係る作業の補助
- (4) その他木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要とする活動

（登録の条件）

第3条 市史調査協力員の登録条件は次に掲げるものとする。

- (1) 市内在住・在勤・在学の者で、活動場所へ自力により集合できる者。ただし、在学の場合は義務教育課程に就学中の者は除く
- (2) 木更津市の歴史・民俗・自然に関心が有る者

（登録の手続き）

第4条 市史調査協力員の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、市史調査協力員登録申請書（別記第1号様式）により申請する。

（登録証の交付）

第5条 教育委員会は前項の規定に基づく申請があったときは、申請者に市史調査協力員登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を交付して市史調査協力員を登録（以下「登録者」という。）する。

2 登録者は第2条に基づく活動を行うときは登録証を携行しなければならない。

（登録者の管理）

第6条 教育委員会は市史調査協力員登録者名簿（別記第3号様式）を作成して、登録者を管理する。

（登録期間）

第7条 市史調査協力員の登録期間は次に掲げる場合を除き市史編集の終了するまでとする。

- (1) 市史編集の進捗により、教育委員会が登録者の登録を取り消すとき
- (2) 市史調査協力員辞退届（別記第4号様式）で登録辞退の申出があったとき

（研修）

第8条 登録者に対し、第1条の趣旨を達成するために必要な研修を行う。

（経費）

第9条 教育委員会は第2条に基づく活動により生じた事故に起因する損害に対応するための損害保険料を負担する。

（秘密保持）

第10条 登録者は、第2条に基づく活動において知り得た情報について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。また登録を取り消した後も、同様とする。

（その他）

第11条 この規程に定めのない事項については、教育委員会が決定する。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

(別記第1号様式)

木更津市史調査協力員登録申請書

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名 印

木更津市史調査協力員に関する規程第3条に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日	年 月 日		
ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	〒 (電話番号) 自宅・携帯・FAX (メールアドレス)		

(別記第2号様式)

(表)

木更津市史調査協力員登録証	
氏名	
上記の者を、木更津市史調査協力員に登録します。	
	年 月 日
	木更津市教育委員会 印

(裏)

(注意事項)
1 木更津市史調査協力員に関する規程に基づく活動は、木更津市史編集部会委員の指示に従って行ってください。
2 次に掲げる場合は、木更津市史調査協力員登録証を木更津市教育委員会へ返却してください。
(1)木更津市史編集の進捗により、木更津市教育委員会が登録者の登録を取り消すとき
(2)木更津市史調査協力員登録辞退届で登録取消を申し出るとき
(連絡先)
〒
木更津市教育委員会
電話

(別記第3号様式)

市史調査協力員登録者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	住所	連絡先	登録年月日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日

(別記第4号様式)

年 月 日

木更津市史調査協力員登録辞退届

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名 印

木更津市史調査協力員に関する規程第7条第2号に基づき、次のとおり木更津市史調査協力員を辞退します。

ふりがな 登録者氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	〒 (電話番号) 自宅・携帯・FAX (メールアドレス)		
辞退の理由			

議題3 平成27年度木更津市史編集事業公開講座（案）について

- (1) 内容 『図説 木更津のあゆみ』に掲載された内容に関する解説講座
- (2) 演題（予定）
【中世～戦国時代 江戸湾をめぐる武田氏一戦国時代の木更津と真里谷武田氏一】
- (3) 開催時期（予定） 9・10月の土・日
- (4) 講師：木更津市史編集委員会委員ほか
- (5) 対象者：市内在住・在勤・在学（中学生以上）の方
- (6) 公開講座記録集の編集について
文化財散策の様子を含めた内容で編集する予定

《参考》

講演会場（予定）：富来田公民館

文化財散策地（予定）：妙泉寺、真里谷城等

講演会 午前

文化財散策 午後

※講師とともに富来田公民館から妙泉寺、真里谷城等を市バスで巡る。